

令和6年度 兵庫県会計年度任用職員（県民生活部）採用選考案内

受付期間 令和6年2月13日（火）～令和6年2月21日（水） [必着]
 任用期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
 勤務場所 兵庫県の本庁舎及び県内の客引き行為等禁止地区等

1 募集職種、採用予定人員等

募集NO	職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態	備考
1	客引き行為等防止専門員	1名	客引き行為等防止条例の運用に関する業務 周知・啓発、指導方法の指導や配置の検討、キャンペーンの企画調整、店舗の調査、関係機関との連絡調整、悪質店舗や行為者への指導、店舗への立入り調査 など	週29時間 （7時間45分×週4日） 勤務日（原則） 月～金曜日のうち週4日 勤務時間（原則） 9時30分～17時45分 （休憩時間12時～13時） ※臨時に変更することあり	
2	客引き行為等防止指導員	若干名	客引き行為等の防止に関する巡回指導及び周知啓発等の業務	週29時間 （7時間45分×週4日） 勤務日（原則） 月～土曜日のうち週4日 （シフト勤務） 勤務時間（原則） 14時15分～22時30分 （休憩時間17時～18時） ※臨時に変更することあり	

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- (1) 令和6年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県の本庁舎または神戸市内の地方機関に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) 警察官等法令に基づく指導、取締り業務の実務経験もしくはこれに準ずる経験を有する方
- (6) Word、Excel等のパソコン操作ができる方（客引き行為等防止専門員に限る）
- (7) その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

(書類選考のうえ、面接実施者については後日面接日を連絡)

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で、①所定の応募書類(写真貼付)及び②自己PR書(「県警での経験」「今後の抱負」「その他特記事項」についてA4版1枚1,000字程度、書式自由で記載)を提出してください。

なお、①応募書類及び②自己PR書は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県県民生活部くらし安全課地域安全対策班(兵庫県庁第2号館2階)

[TEL: 078-362-3225(直通)]

※ 郵送の場合の送付先住所…〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

5 合格発表

- (1) 書類選考結果は、2月下旬頃に合格者、不合格者とも文書で通知します。
- (2) 面接試験結果は、3月中旬頃に合格者、不合格者とも文書で通知します。

6 採用予定時期

- (1) 採用は原則として令和6年4月1日(月)です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日(採用された年度の末日)までです。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額189,400円～196,300円(令和5年度 現行額)

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計4.5月(6月期2.25月、12月期2.25月(在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり)) ※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

- (5) 勤務時間

週29時間(原則7時間15分×週4日)

- (6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険

(8) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。